

2015/9/25

第44回建設政策審議会職業安定分科会
雇用対策基本問題部会建設労働専門委員会

建設業の現状と課題について

日本基幹産業労働組合連合会
中央執行委員 曾根崎 義治

I . 基幹労連の概要

1. 組織人員 約26万名(加盟組合約390組合、構成組織約780組織)
2. 上部団体 連合→国際労働組合総連合(ITUC)
金属労協(JCM)→インダストリアル・グローバル・ユニオン
3. 地方組織 42都道府県に県本部・県センターを設置
4. 産業構成 鉄鋼、造船、非鉄金属、建設、航空・宇宙、産業機械
製煉、金属加工、情報・物流
5. 基本目標
 - ①雇用と生活の安定
 - ②産業政策、政策・制度活動の推進
 - ③安全・衛生活動の推進
 - ④政治活動の推進
 - ⑤組織活動・教育活動の強化
 - ⑥中小労働運動の強化
 - ⑦未組織労働者の組織化
 - ⑧相互扶助(共済)活動の充実
 - ⑨国際活動・社会貢献活動の推進

Ⅱ．建設産業の雇用・労働環境

1. 処遇

- ① 個別所定内月例賃金の推移
- ② 個別賞与・一時金水準の推移
- ③ 個別年間賃金水準の推移
- ④ 産業別所定内賃金水準と一時金水準の16年間の変化
- ⑤ 産業別処遇(収入)比較
- ⑥ 公契約条例の制定状況

2. 労働時間

- ① 年間総実労働時間数の推移
- ② 時間外労働の限度に関する基準
- ③ 建設統合統計出来高ベース
- ④ 建設産労懇統一土曜閉所日工事別閉所率
- ⑤ 閉所をできた理由、できなかった理由、閉所を実現するには

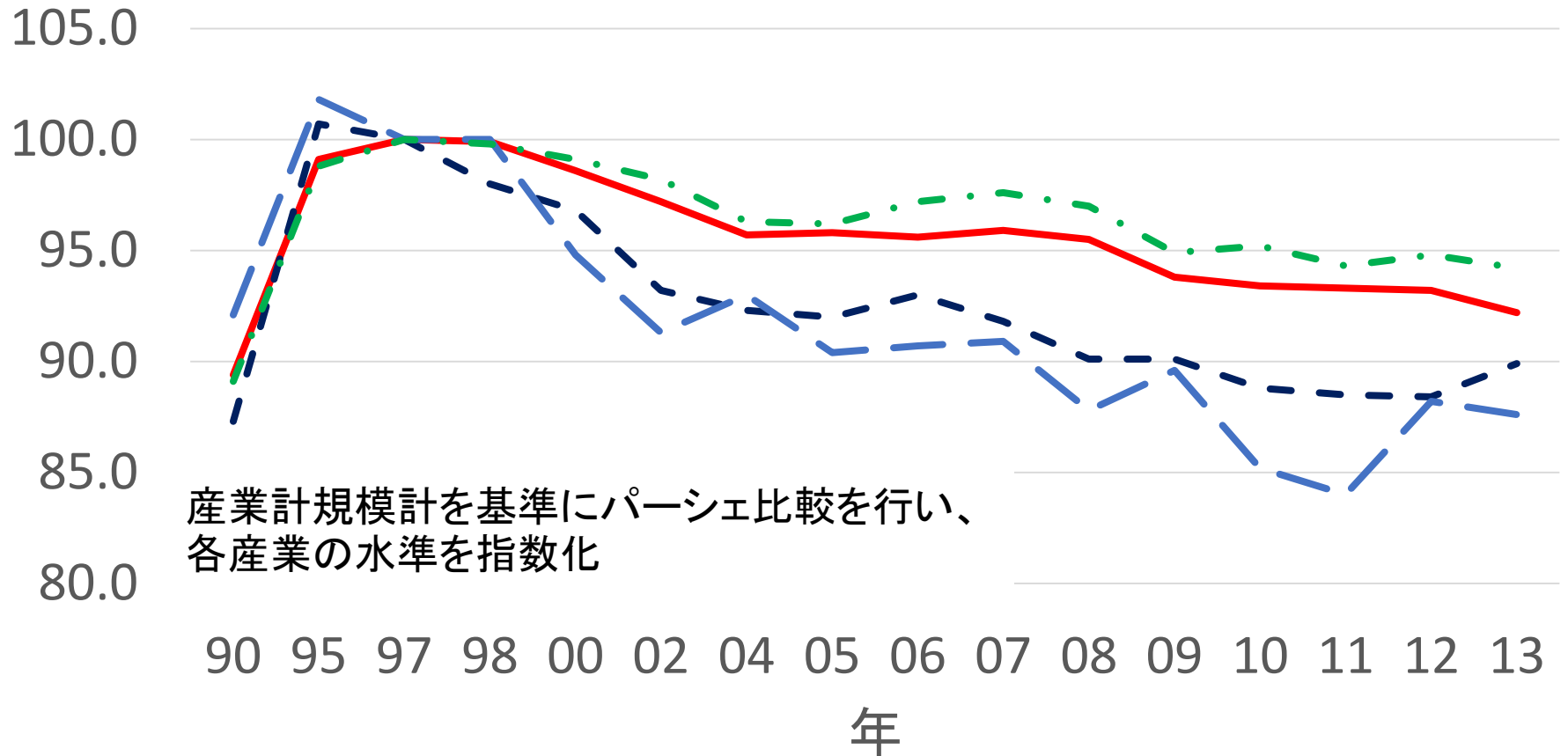
3. 労働災害

- ① 平成25年度産業別死亡災害と就業者数

1-①個別所定内月例賃金の推移

(97年=100)

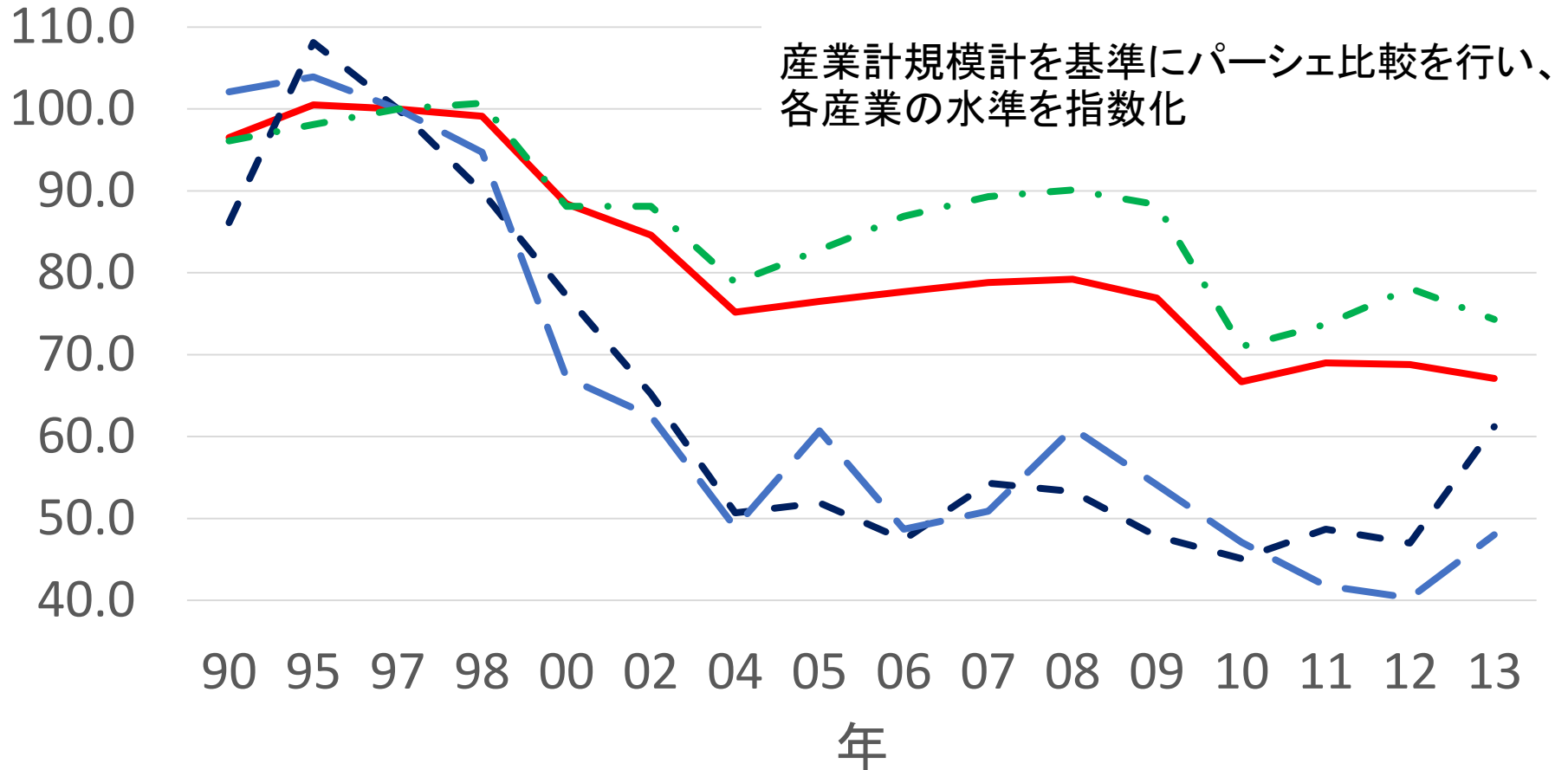
— 産業計 - - 総合工事業 — 職別工事 - · 製造業計



1-②個別賞与・一時金水準の推移

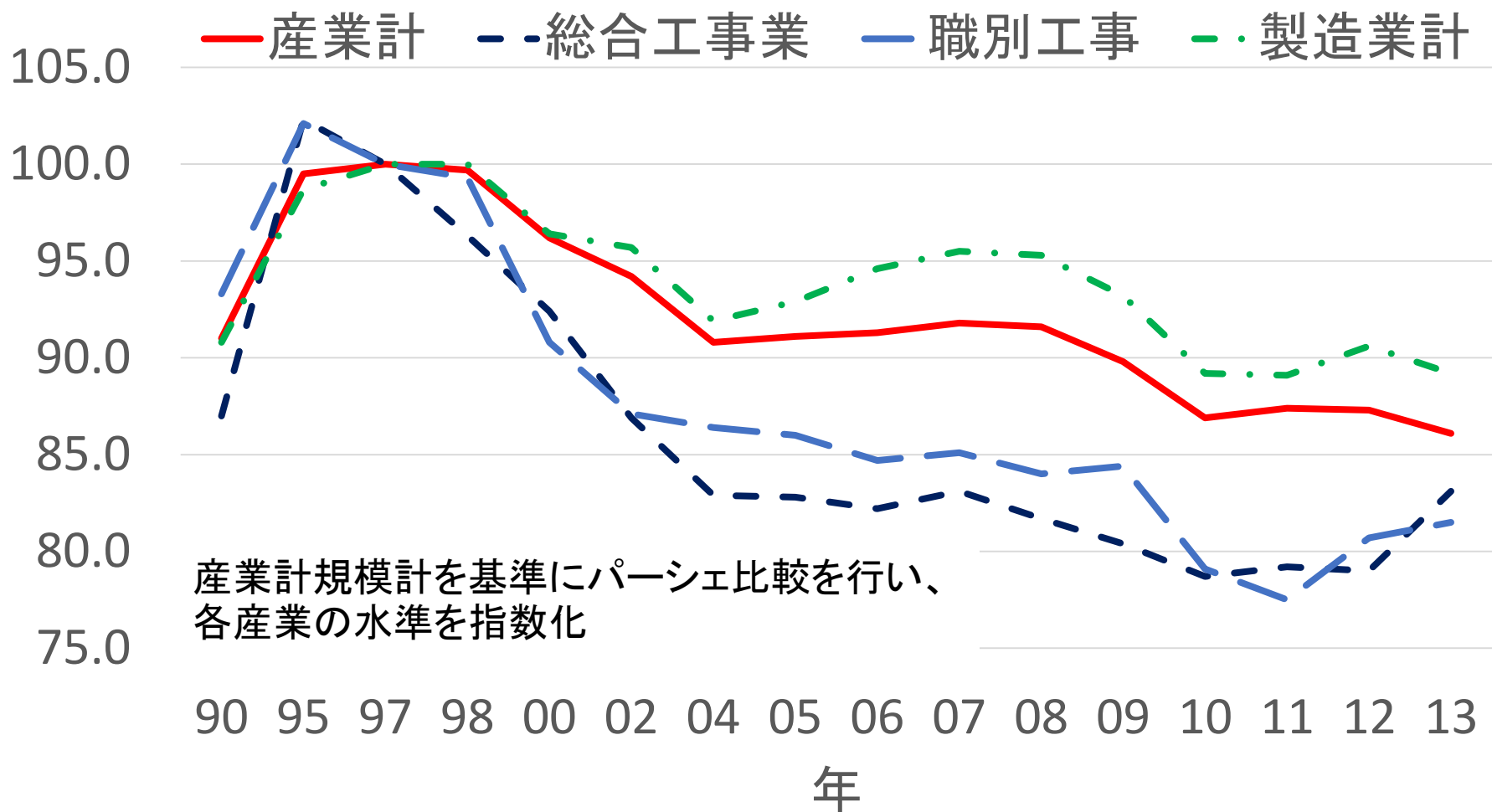
(97年=100)

— 産業計 - - 総合工事業 — 職別工事 - · 製造業計

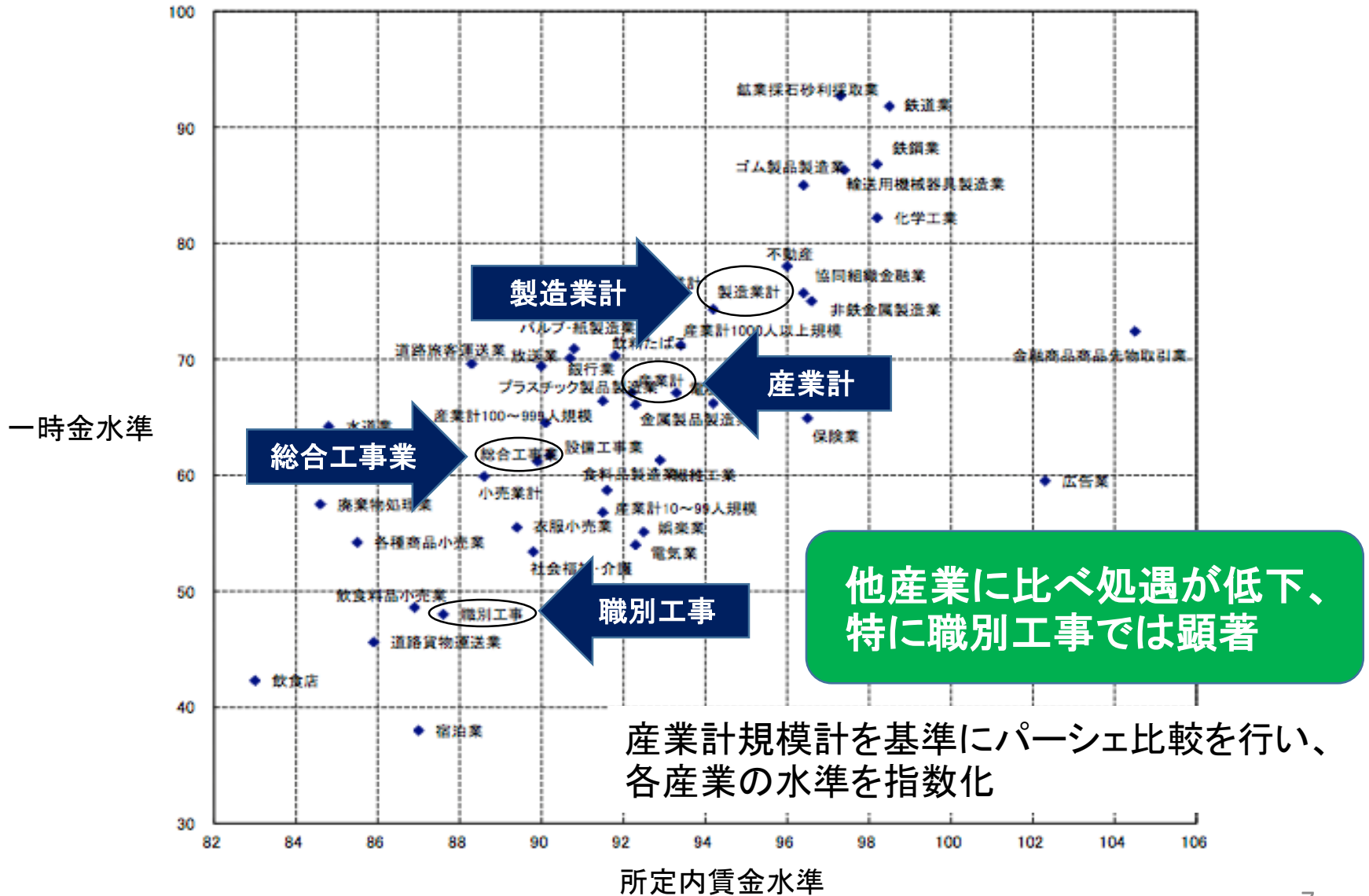


1－③個別年間賃金水準の推移

(97年=100)

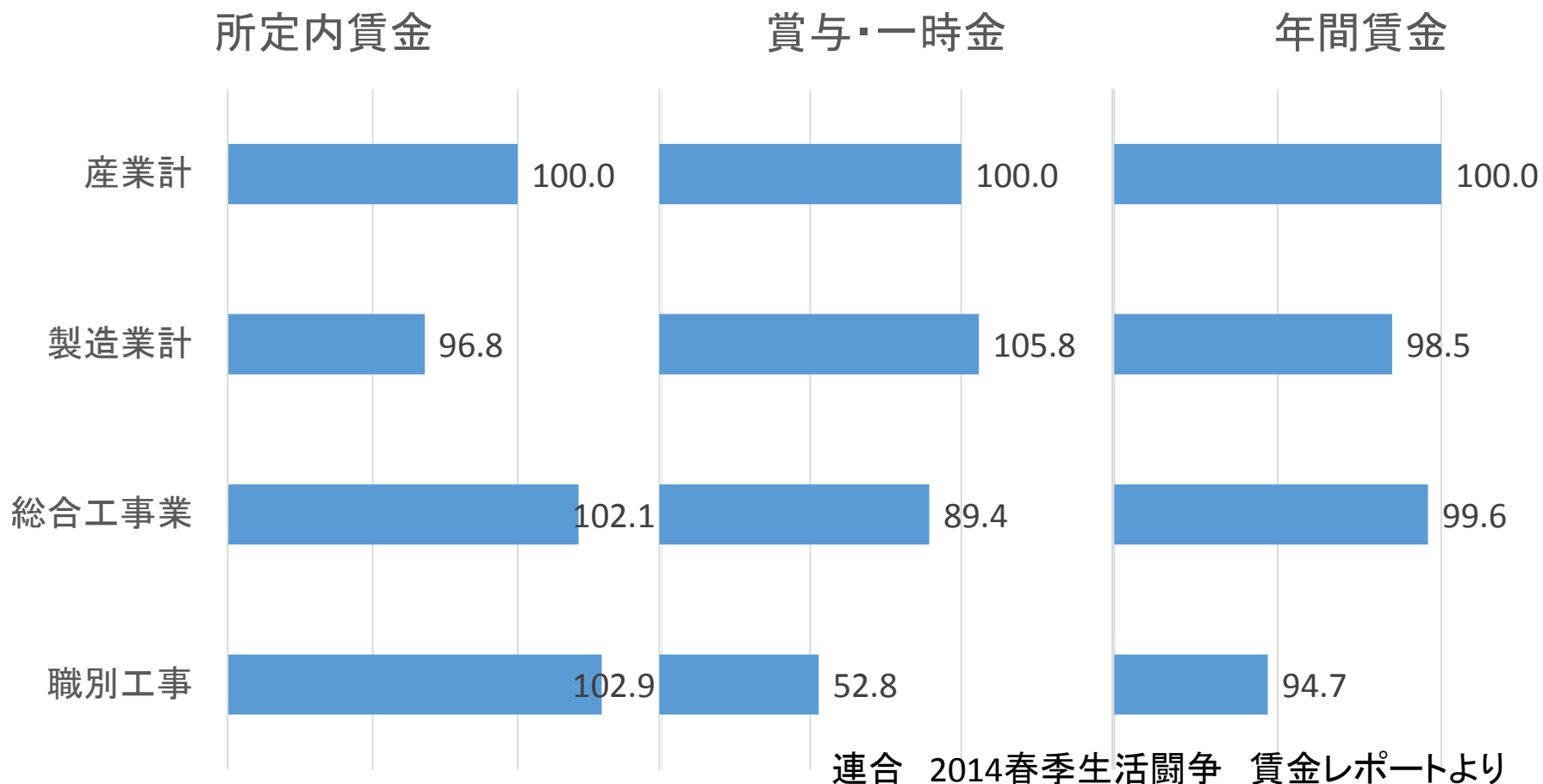


1-④産業別所定内賃金水準と一時金水準の16年間の変化 1997年(100)→2013年



1-⑤産業別処遇(収入)比較

60歳未満の2013年水準について、産業計規模計を基準にパーシェ比較を行い、各産業の水準を指数化



業績の振れ幅が大きく、年間での賞与・一時金が処遇(収入)を押し下げている

1－⑥公契約条例の制定状況

I L O 第 9 4 号条約（1949年採択 1952年発効：日本未批准）

「公契約における労働条項に関する条約」および同勧告（第84号）

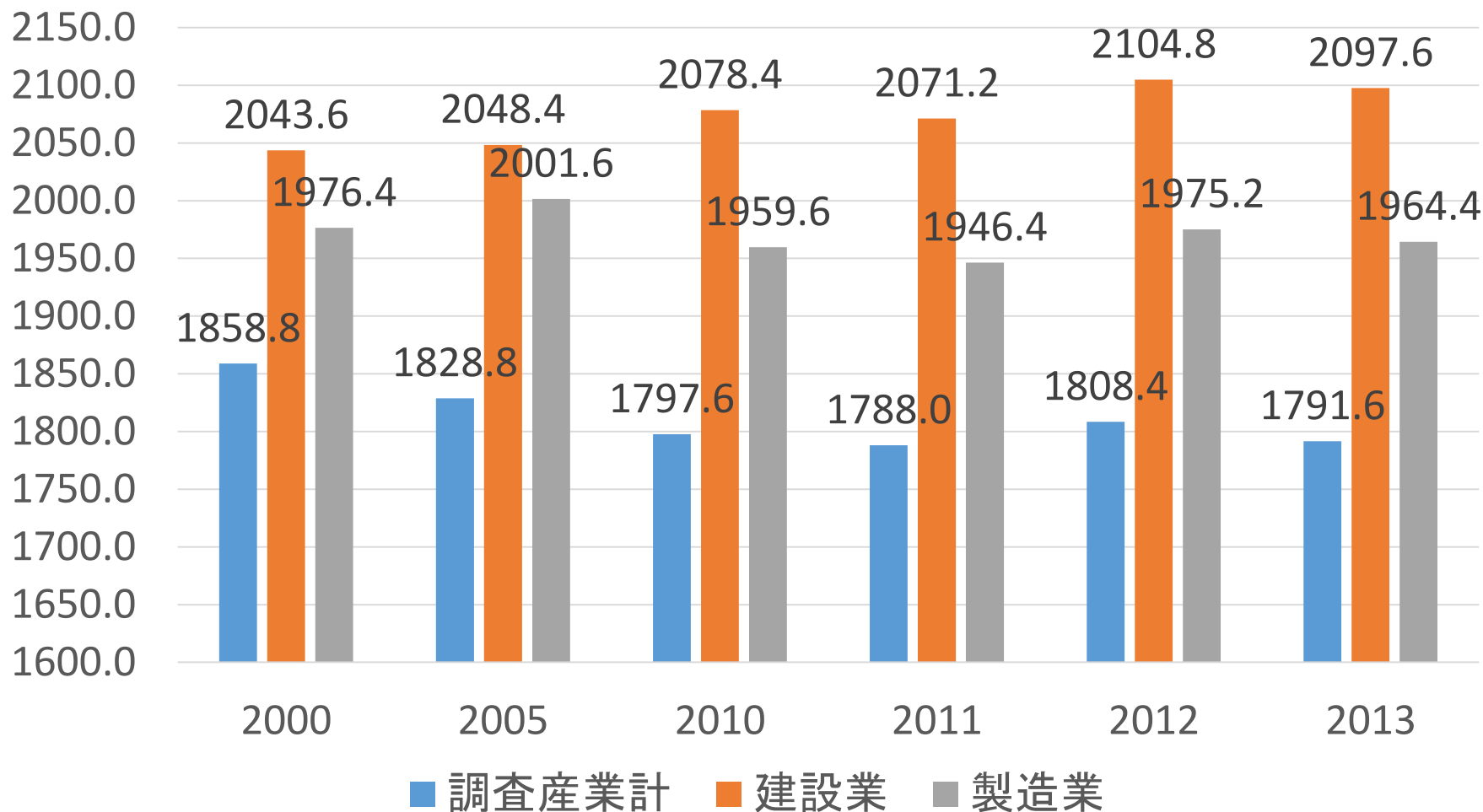
1. 人件費が公契約に入札する企業間で競争の材料にされている現状を一掃するため、すべての入札者に最低限、現地で定められている特定の基準を守ることを義務づけること
2. 公契約によって、賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、公契約に基準条項を確実に盛り込ませること

千葉県野田市 2010年2月全国初施行

⇒ 以降 約20自治体で制定

公契約条例を制定する自治体はあるが、拡がりに欠ける

2-①年間総実労働時間数の推移



厚生労働省 毎月勤労調査年報より作成

他産業に比べ実労働時間が長い ※統計上

2-②時間外労働の限度に関する基準

I. 労働基準法第36条第3項(平成22年4月1日施行)

労使は、36協定の内容がこの基準に適合したものとなるようにしなければならない

1. 時間外労働または休日労働をさせようとする場合は36協定が必要
 - 36協定を締結し労働基準監督署長に届け出ることを要件として、時間外及び休日労働を認める
2. 時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめられるべきもの
 - 時間外労働、休日労働は無制限に認めるものではなく、必要最小限にとどめるべきもの
3. 割増賃金の支払い
 - 時間外については25%以上(60時間超は50%以上※但し、中小企業は適用猶予)
 - 休日労働は35%以上
4. 36協定の周知
 - 常時各作業所の見やすい場所に備え付け、書面を交付する等の方法により、労働者に周知する

36協定は以下の基準に適合したものとなるようにしなければならない

1. 業務の細分化

- 容易に臨時の業務などを予想して対象業務を拡大しないよう、商務区分を細分化し業務範囲を明確にする

2. 一定期間の区分

- 1日を超えて3か月以内の期間
- 1年間

双方について協定しなければならない

3. 延長時間の限度

- 最も長い場合でも地祇の時間を超えないものとしなければならない
 - 1週間＝15時間／2週間＝27時間／4週間＝43時間
 - 1か月＝45時間／2か月＝81時間／3か月＝120時間
 - 1年間＝360時間

4. 特別条項付協定（平成22年4月1日改正）

- 臨時的に特別な事情がある場合には、特別条項付の協定を結ぶことにより限度時間を延長することができる
 - 限度を超えて働かせる一定期間ごとに割増賃金率を定める
 - 上記の率を25%超とするよう努める
 - 延長することができる時間数を短くするよう努める

適用除外の事業と業務

1. 工作物の建設等の業務

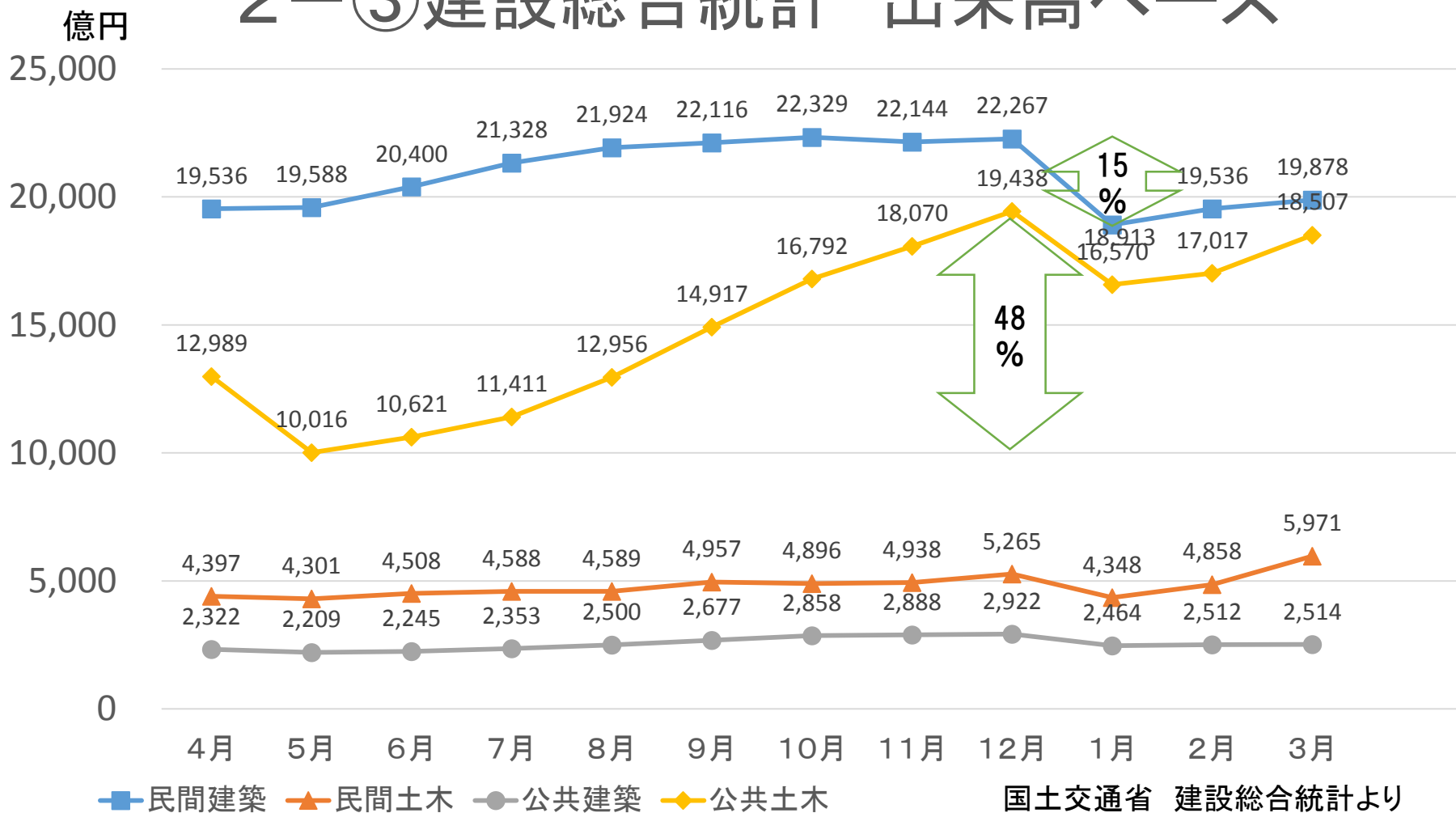
2. 自動車の運転の業務

3. 新技術、新商品等の研究開発の業務

4. 厚生労働省労働基準局長が指定する事業または業務

建設業は時間外規制における適用対象外業種として他産業と切り分けられている

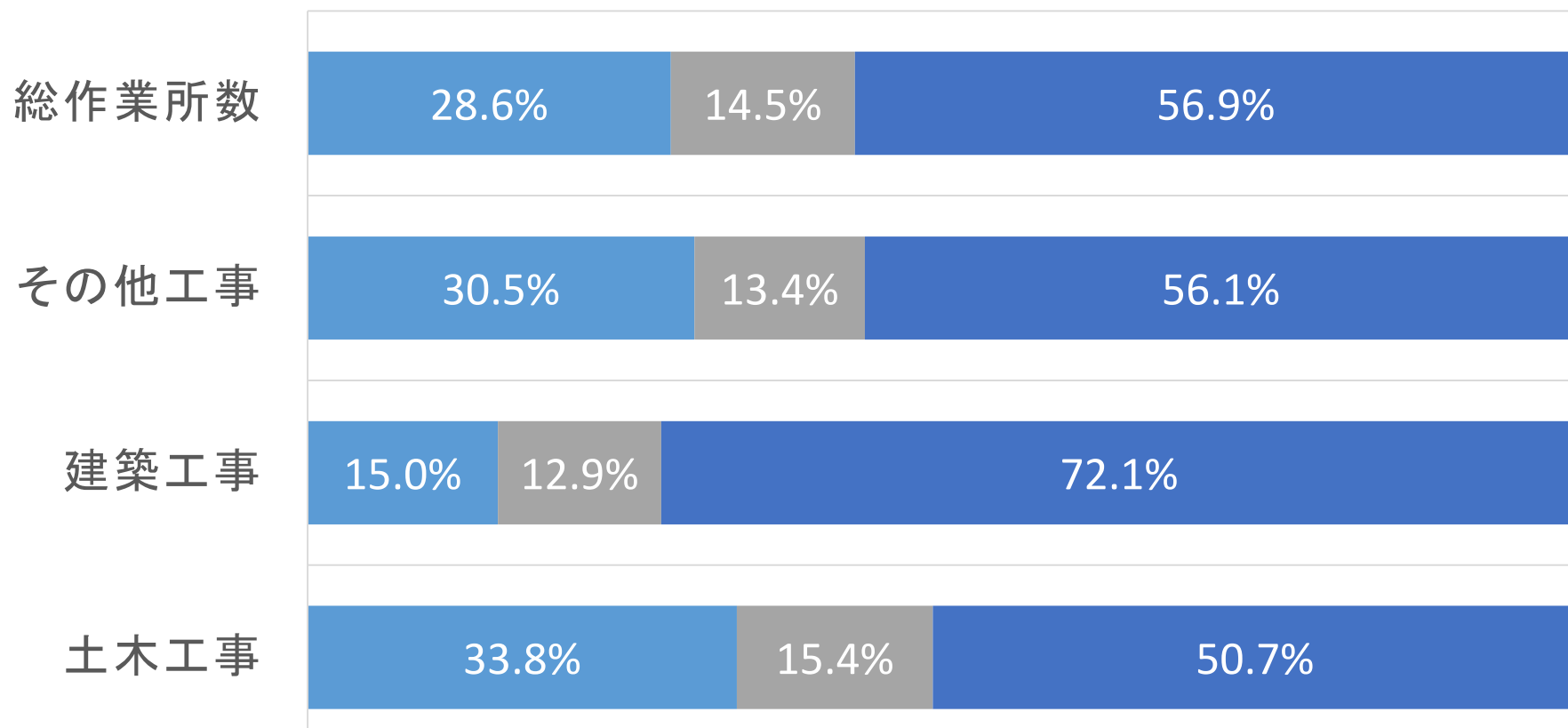
2-③建設総合統計 出来高ベース



公共工事、特に土木において発注時期に偏りがあり、工事量が一定していない

2-④2014年11月8日 建設産労懇統一土曜閉所日 工事別閉所率【基幹労連建設部会】

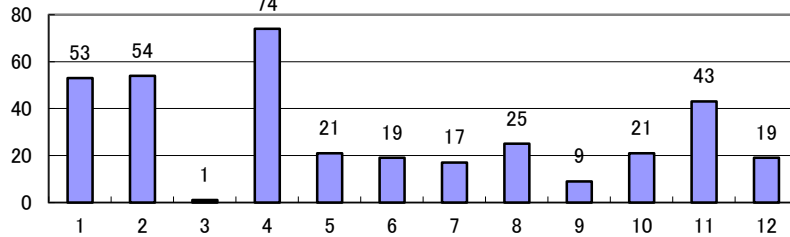
■ 閉所 ■ 読み替え ■ 閉所せず



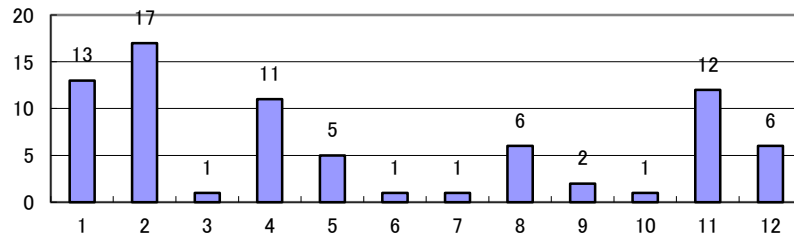
全国一斉で取り組みを行っても、約半数の作業所は休めていない

2-⑤土曜閉所を実施できた理由

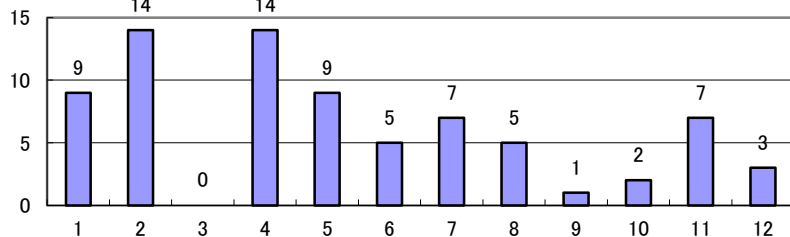
(土木工事)



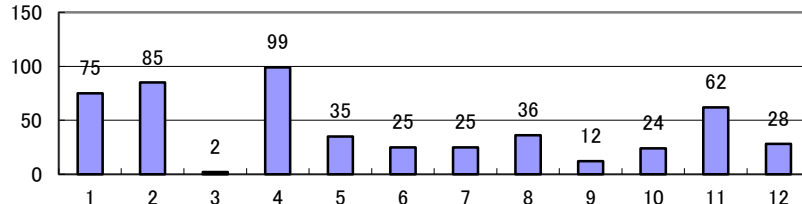
(建築工事)



(その他工事)



(全体)



① 作業所長の土曜閉所に対する意識が高い

② 事前の準備をしっかりとこなった

③ チェックシートを有効に使うことができた

④ 比較的工程に余裕があった

⑤ 会社から通達などの指導があった

⑥ 組合から通達や通知があった

⑦ 普段から月1回の土曜閉所日を設けている

⑧ 外的要因(近隣協定、発注者の指導など)

⑨ 作業所内から実施の声があがった

⑩ ポスターなどの掲示により運動実施が明確であった

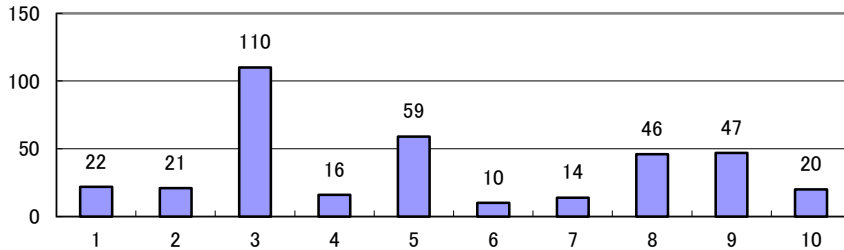
⑪ 協力会社の協力が得られた

⑫ その他

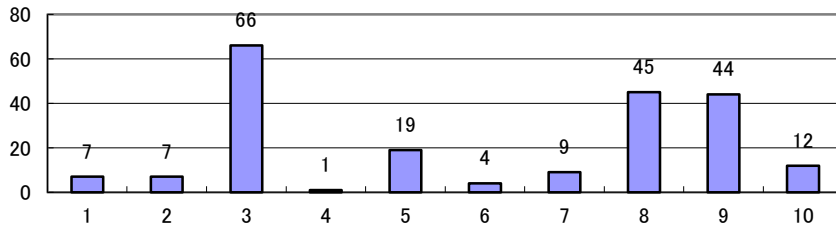
()

2-⑤ 土曜閉所を実施できなかった理由

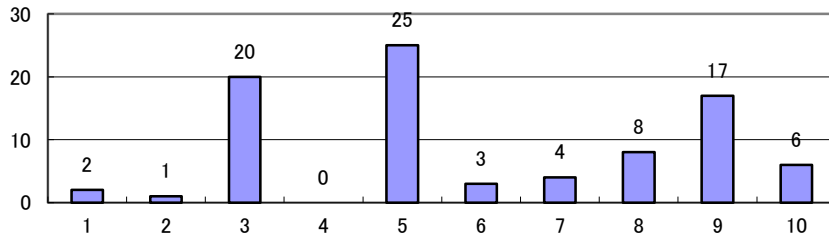
(土木工事)



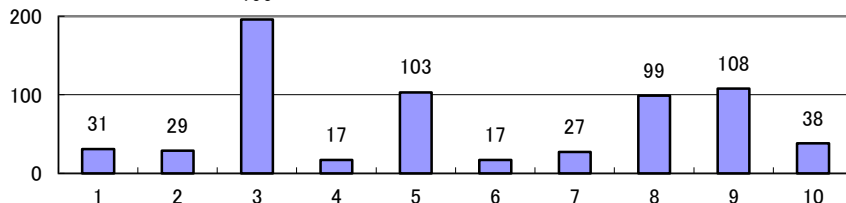
(建築工事)



(その他工事)



(全体)



① 作業所長の土曜閉所に対する意識が低い

② 事前の準備ができなかった

③ 工程に余裕がない

(突貫工事・工期遅延・竣工前など)

④ 作業所閉所運動の連絡がなかった

⑤ 外的要因(施主や発注者の要請など)

⑥ 作業所内で理解が得られない

⑦ 協力会社の協力が得られない

⑧ 作業所の要員が少ない

⑨ 土曜日が工程内に組み込まれている

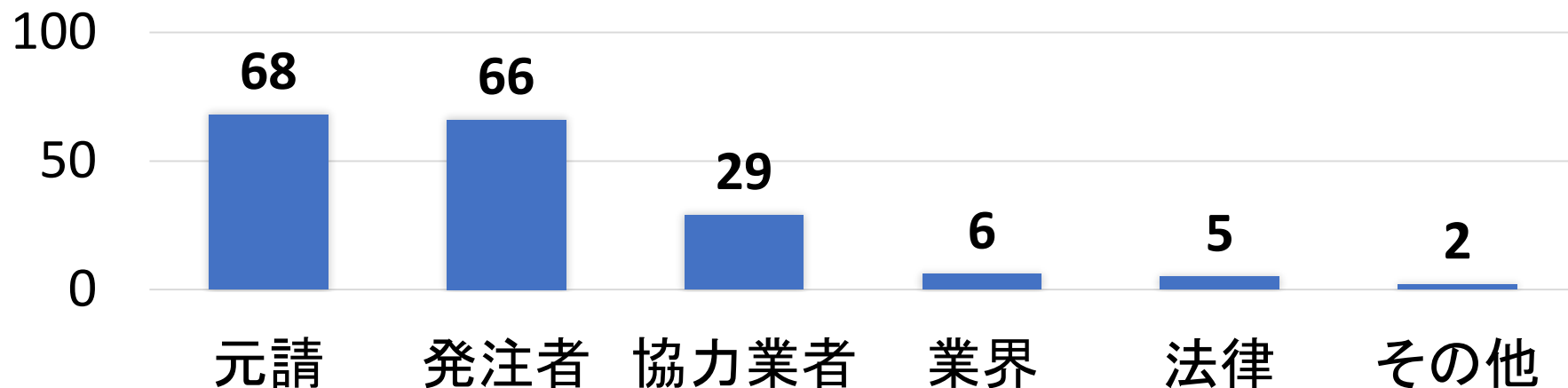
(補修・改修・リニューアル工事など)

⑩ その他()

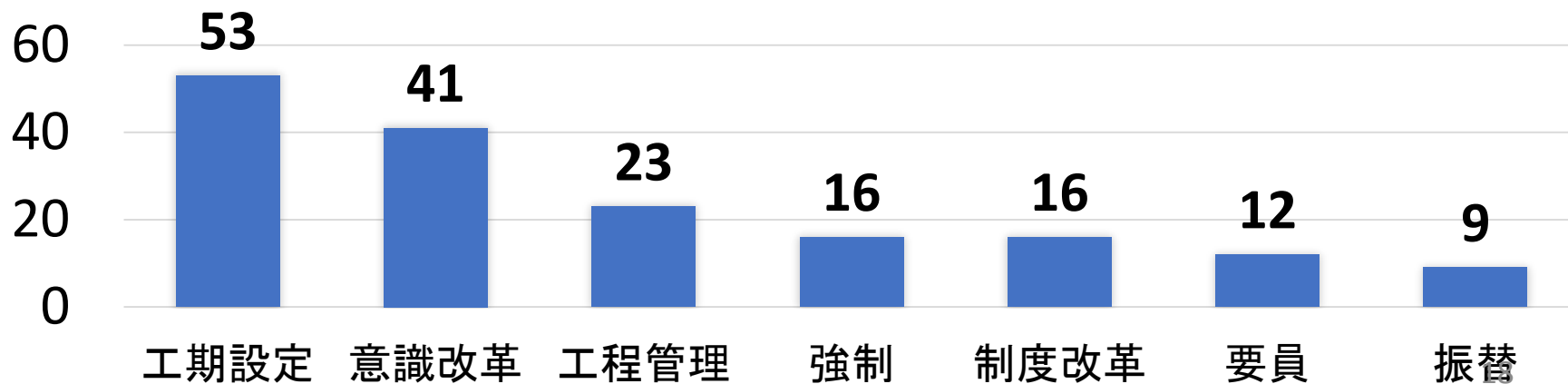
2-⑤土曜閉所を実現するには(自由記入欄への回答)

【 主 体 】

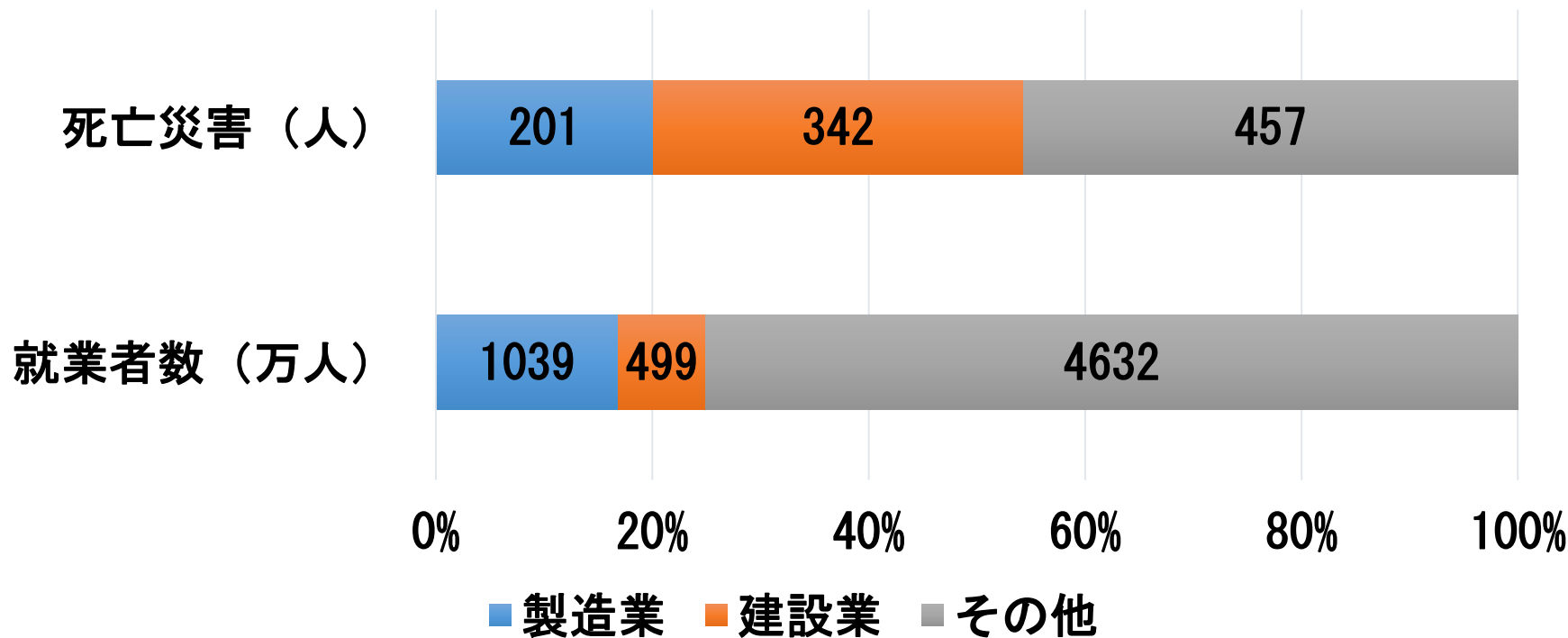
※詳細別紙



【 事 柄 】



3—①平成25年産業別死亡災害と就業者数



厚生労働省死亡災害状況報告および総務省労働力調査より

他産業に比べ、一人当たりの死亡災害者数が多い

Ⅲ. まとめ

1. 処遇の改善

賃金・一時金の向上

- ⇒ 経済政策の安定運営
- ⇒ 中長期的インフラ整備・修繕計画の策定と実行
- ⇒ 休日を反映した歩掛りの検討

公契約条例制定の促進

- ⇒ 公契約基本法の制定

2. 労働時間の短縮

時間外労働の削減

- ⇒ 適用除外業種からの解除
 - ・ 特別な取り扱いから普通に
- ⇒ サービス残業の撲滅
 - ・ 長時間労働に対する原価意識の徹底
 - ・ 労働基準局のチェック機能強化
 - ・ 割増率の引き上げ
- ⇒ 発注者と受注（施工）者の責任範囲の明確化
 - ・ 発注時の不備を解消
- ⇒ 現実的な適正工期の設定
 - ・ 請負者の責任によらない着工の遅れ
 - ・ 受注後の条件変更等の解消
- ⇒ 設計の管理強化
- ⇒ 発注時期の平準化

- 4週8休の推進 ⇒ 官・労・使共同による土曜閉所の促進
 - ・土曜閉所を織り込んだ工期の設定
 - ・民間事業主への理解促進
 - ・適正人員の予算化
- 生産性の向上 ⇒ 工業化工法の推進

- 3. 安全衛生推進
- 死亡災害の撲滅 ⇒ 官・労・使共同によるゼロ災運動のさらなる推進
 - ・災害情報と対策の共有による再発の防止